


所管部課	会 計 課	部長	並木 俊則			
件 名	東大和市公金の預金口座振替等事務取扱要領の一部を改正する要領につ いて					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則					
	部課 機関	納税課				
1. 要 旨						
<p>平成28年度から新たに学童保育所延長育成料が歳入科目として新設されること、及びペイジー口座振替等受付サービスが開始することに伴う一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 「学童保育所育成料」の表記を「学童保育所育成料（延長育成料を含む。）」に変更する。</p> <p>② ペイジー口座振替等受付サービスの開始に伴い、申込手続に関する事項を規定する第5条を新設する。また、これに関連して条づれを行う。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>・文書課にて事前審査済み</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
<p>特になし</p>						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>庁議付議後、起案処理により改正の事務手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。